

SOS ニュース

< 職場のトラブルとメンタルヘルス >

『精神障害者の雇用義務化』

現在、企業には身体、知的障害者を雇用する障害者雇用促進法があり「法定雇用率」として雇用義務を負っている。今回、厚労省は精神障害者もその対象に加えるよう法の改正を急いでいる。

精神障害者保険福祉手帳を持つ、躁鬱病や統合失調症等の患者は2011年度で63万人という事です。その人たちの中でハローワークに新規求職をした人は4万9千人と9年前の7倍以上になっています。企業側は精神障害者の就労について不安を抱くことも多く、ハローワークや医療機関に気軽に相談できるよう、国が支援体制を充実させるとしています。

この数字に見る需要の拡大は若者の引きこもりの増加とも関連します。

実際に仕事につきたいという思いを持って苦しんでいる相談者をたくさん見っていますが、かつて、学校でいじめにあったとか、家庭のトラブルがあったとかの心の傷をずっと引きずってきているケースが多く見られます。精神疾患も今は医療技術や社会的フォローが進歩してきていますが、その人達への働く場の提供は社会的に必要とされています。実際の施行は2018年を目標としていますが、企業の中に弱者に対する社会的支援の精神と実践が一步前進する事になります。 ※ 参考：H25.3.5 読売新聞